

令和4年3月20日

申立書

高岡市長 角田 悠紀 殿 あて

申請者 住所 ○○市○○○○

氏名 ○○ ○○

印

このたび、私が（建築、取得）しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の所在地 高岡市△△△△

2. 家屋番号 △△番△

3. 入居予定日 令和4年4月1日

3. 入居予定日は、
申立日翌日から
換算して2週間以内

4. 現在の家屋の処分方法等

(1) 現在住んでいる家屋が持ち家のとき

- ① 売却する ② 賃貸する ③ 同居親族がそのまま入居する
④ その他（ ）

(2) 現在住んでいる家屋が借家、借間、社宅等のとき

- ① 契約を解除する ② 社宅を退去する ③ 親族の家屋から出る
④ その他（ ）

(3) その他（具体的に）

4. 現在の家屋の処分
方法等を証する書類の
添付が必要です。

5. 入居が登記の後になる理由

令和4年3月31日まで単身赴任のため。なお、家族が先に居住しています。

5. 入居が登記の後にな
る理由を証する書類の
添付が必要です。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。